

## 三重県上野市国有林開発問題 要望書

三重県上野市の引台国有林における希少猛禽類の保護について（要望書）

2003年3月11日

林野庁近畿中国森林管理局局長宛

環境省自然環境局局長宛

三重県知事宛

日野鳥発第90号

2003年3月11日

林野庁 近畿中国森林管理局

局長 守田 猛 様

財団法人 日本野鳥の会

会長 小杉 隆

三重県上野市の引台国有林における希少猛禽類の保護について（要望書）

謹啓 時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。日頃より、日本野鳥の会の自然保護事業に際し格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重県上野市法花の引台国有林内における民間業者による粘土採掘事業につきまして、林野庁は、2002年1月、資源の循環利用林への用途変更と国有林貸与を決定し、採掘を認めました。2003年1月より伐採が始まっていると伺っております。

この間、本会三重県支部は「当該地域には、クマタカ、オオタカが生息しており、環境省のマニュアル『猛禽類保護の進め方』に沿った調査、検討をするべき」との要望をしております。これを受けて、林野庁三重森林管理署（以下「管理署」）は、本事業の実施にあたり、猛禽類の保護に関する調査は法的に義務付けられていないが、『猛禽類保護の進め方』等を念頭においた調査を事業者に指導するとし、事業者は「自然環境保全対策検討報告書（以下「報告書」）」を提出しました。近畿中国森林管理局は、報告書にある対策の実施を条件に貸与の決定をされました。

しかし、部分公開された「報告書」を拝見したところ、調査、検討の内容が十分とはい

えず、従って適切な自然環境保全対策が取られているとは思えません。

「報告書」および管理署によると、猛禽類の調査は、(1)有識者へのヒアリング調査、(2)文献調査、(3)現地調査を行っています。しかし、(1)の「有識者」には、鳥類の研究者が含まれていません。(2)の鳥類に関しては、1976年の三重県のアセスメント文書のみを挙げています。(3)の猛禽類に関しては、平成13年3月と14年11月に行われ、3月にはオオタカの頻繁な飛来と鳴声及び古巣を確認し、11月には新しい営巣跡を確認しています。「報告書」でも、保全上の課題として、事業地周辺で繁殖の可能性を示唆し、事業継続による繁殖活動への悪影響を認めています。ところが、これに基づく検討・対策では、オオタカの繁殖活動は見られないため、事業着手に問題はなく、事業を行いながら、モニタリング調査で繁殖活動が確認され、評価委員会で事業中断が決定されるまでは、事業の継続を認める、との結論になっております。この対策に対する「有識者の見解」には、猛禽類の研究者及び鳥類生態学の研究者の意見が含まれていません。

また改めて申し上げるまでもなく、「オオタカ」及び「クマタカ」は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されています。その生息地の土地の所有者又は占有者は、「その土地の利用にあたっては国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない」（同法 34 条）とされ、また環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、「土地の所有者又は占有者に対しその土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる」（同法 35 条）とされています。さらにこの法律を受けて、環境省のマニュアル『猛禽類保護の進め方』が定められています。本事業のように長期にわたり大きな環境変化を伴う場合には特段の配慮が必要であると考えます。

以上に鑑み、希少猛禽類の保護のため、下記のとおり要望いたします。

謹白

#### 記

1. 当該国有林内では、オオタカ、クマタカの生息が確認されております。本会三重県支部の調査、および業者の調査でも明らかです。

林野庁は、国有林の自然環境を守るべき立場にあります。その生態系の頂点にたつこれら希少猛禽類の保護のため、『猛禽類保護の進め方』を尊重し、必要な生息調査および検討を実施し、適切な自然環境保全対策が取られるまで、事業の再開をしないよう指導していただきたい。

<調査について>

既に繁殖の可能性は確認されているので、できれば非繁殖期もしくは繁殖期前半（1～

3月)に営巣地特定の踏査調査を行った上で、巣にヒナがいる時期の繁殖調査と行動圏調査を実施し、営巣中心域と高利用域を明らかにすべきです。(但し、3~4月の造巣~抱卵期は、繁殖中断の危険性が高いので細心の注意を払い、親鳥の警戒が解けないようであれば速やかにその場を離れる必要があります。)

<検討・対策について>

一連の調査・検討等に猛禽類の研究者および鳥類生態学の研究者も参画させるべきです。現在、事業者が実施している「モニタリング調査」を終えても、以上申し上げた通り適切な措置がなされるまで、事業は一時凍結すべきであります。

2. 本事業地は、伊賀地域最大の湿原の水源でもあり、その水源の問題、事業に伴う排水の問題等について、疑義を持つ地元住民(上野市法花地区)に対し十分な説明がされておらず、理解が得られていません。国有林は国民の財産であり、林野庁はその適正な管理をする役割があるはずで、地元住民の同意を重視するよう指導していただきたい。

以上

<同報先> 環境省 自然環境局 局長 岩尾 総一郎 様  
三重県 知事 北川 正恭 様

日野鳥発第 91 号  
2003 年 3 月 11 日

環境省 自然環境局  
局 長 岩尾 總一郎 様

財団法人 日本野鳥の会  
会 長 小杉 隆

三重県上野市法花の引台国有林における希少猛禽類の保護について（要望書）

謹啓 時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。日頃より、日本野鳥の会の自然保護事業に際し格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重県上野市法花の引台国有林内における民間業者による粘土採掘計画をめぐり、影響が懸念されるクマタカ、オオタカ等希少猛禽類の保護につきまして、本日、林野庁近畿中国森林管理局へ要望書を提出（郵送）いたしました。別紙にて要望書の写しを添付いたします。つきましては、貴職におかれましても、希少猛禽類の保護等のため、特段の配慮をいただきますよう要望を申し上げます。

謹白

日野鳥発第 94 号  
2003 年 3 月 11 日

三重県 知事  
北川 正恭 様

財団法人 日本野鳥の会  
会 長 小杉 隆

三重県上野市法花の引台国有林における希少猛禽類の保護について（要望書）

謹啓 時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。日頃より、日本野鳥の会の自然保護事業に際し格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、三重県上野市法花の引台国有林内における民間業者による粘土採掘計画をめぐり、影響が懸念されるクマタカ、オオタカ等希少猛禽類の保護につきまして、本日、林野庁近畿中国森林管理局および環境省自然環境局へ要望書を提出いたしました。別紙にて要望書の写しを添付いたします。つきましては、貴職におかれましても、希少猛禽類の保護等のため、特段の配慮をいただきますよう要望を申し上げます。

先日、3月5日に、三重県と近畿中国森林管理局は、森林環境の保全・整備に関する覚書を交わされたと伺っております。その第一に、「生物多様性を確保するため、野生生物の適切な保護管理を行うとともに、その生育・生息環境の保全・整備についても適切に実施する」、と確認されています。本件においても、適切にご指導いただきますようお願い申し上げます。

謹白